

【評価】

評価ランク	状況	達成状況	評価内容
A	計画通りに順調に取り組んできている	80%以上	内容と期限がほぼ期待通りできている場合
B	概ね計画通りに取り組んできている	60%以上80%未満	期待を下回る質の不良な内容か、もしくは、期限よりも10%以上遅れている場合
C	進捗に遅れがあるなど、順調ではない	60%未満	期待を下回る質の不良な内容で、かつ、期限よりも10%以上遅れている場合
D	取り組んでいない	0%	-

1. 地域福祉の推進体制

施策番号	事業方策等・事業概要	担当課 (担当名)	方針区分	取組時期	達成基準(何を・どれだけ・どの程度・いつまでに)	評価	目標達成に向けての取組視点	目標達成に向けての具体的取り組み	取り組み結果	課題・今後について						
1-1-2 ④	<b>福祉教育の推進</b> 町職員をはじめ、学校や企業、地域の関係者等、障がい者にかかわりのある機関・団体等の関係者を対象とした研修会を実施する。	総務課 (庶務職員担当) (人権推進室) 福祉課 (福祉支援担当) 教育推進課 (学校教育担当)	継続 ・町職員、教職員に対する研修会の実施	30年度	実施	①職員や教職員などを定期的に研修会へ派遣し、障がい者に対する理解を深める（年1回以上）。	A	・職員や教職員が障がいに対する理解を深めることにより、障がい者が安全、安心に暮らせる地域づくりのための行政運営を目指す。	・障がい者をはじめとするさまざまな人権問題に対する理解を深めるための研修として「埼玉人権を考えるつどい」に職員等が参加予定。	・10月6日人権を考える集いに参加した。	・研修として「埼玉人権を考えるつどい」に参加するだけでなく、運営にも職員が参加した。					
				元年度	↓	②職員研修などで新採用職員や若手職員に研修を実施し、障がい者や障がいの理解促進を図る（年1回以上）。						A	・職員や教職員が障がいに対する理解を深めることにより、障がい者が安全、安心に暮らせる地域づくりのための行政運営を目指す。	・新規採用職員後期研修で町の障がい者福祉について学ぶ。	・新規採用職員研修の後期日程のカリキュラムの1つとして障がい者福祉に関する研修を実施した（10月5日開催）。	・若年層職員を対象とした研修を継続し、障がい者福祉分野での人材育成を図る。
				2年度												
				3年度												
				4年度												
5年度	↓	③障がい者や障がいの理解促進を図るための事業を実施。福祉の店（定期実施）及び、ところをつなぐ展示会（障害者週間）を実施。	A	・福祉の店を開く場を提供する。 ・ところをつなぐ展示会（障害者週間）を実施する。	・福祉の店を開く場を提供する。 ・個人の作品を展示する。	・庁舎正面出入口付近に福祉の店の場所を提供した。登録団体4団体。 ・下半期（障害者週間12月3日から12月9日）にところをつなぐ展示会を実施した。	・継続実施									
元年度	↓	④特別に支援が必要な児童生徒に対応するため、特別支援教育に関する研修会の実施（年1回以上）。	A	・教職員の特別支援教育に対する理解促進・指導力向上を目指す。	・「様々な課題を抱える家族へのかかわり～その文脈を考える～」をテーマに、県立宮代特別支援学校との共催の夏季研修会を実施。（8月4日）	・特別な教育的支援を要する児童生徒への支援方法や家族とのかかわりについて学び、今後の実践に生かしていく。	・引き続き、学校現場の考えや困っていることを把握し、来年度の県立宮代特別支援学校との共催の夏季研修会内容について検討していく。									
1-1-4 ②	<b>障がい者理由とする差別の解消の推進【計画新規】</b> 障がいに対する理解と社会的障壁についての啓発活動を推進するとともに相談窓口や協議会を設置し、適切な対応を行う。	福祉課 (福祉支援担当)	新規 ・障害者差別解消支援地域協議会の設置	30年度	検討	①広域（3市2町）設置している障害者差別解消支援地域協議会において、課題・問題点を整理し、障壁となっている事項を解消していく。	A	・障がい者理由による差別が起らないよう、障害者差別解消支援地域協議会を開催する。	・埼玉北地区障害者差別解消支援地域協議会を開催する。	・11月、3月に埼玉北地区障害者差別解消支援地域協議会を開催した。	・継続実施					
				元年度	↓											
				2年度								実施				
				3年度								↓				
				4年度												
5年度	↓															
1-2-3 ①	<b>支援ネットワークのしくみづくり</b> 地域福祉活動を担うさまざまな主体が障がい者の地域生活支援を協働で実施できるネットワークを構築する。	福祉課 (福祉支援担当)	充実 ・精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築及び医療的ケア児支援のための保健医療、福祉等の関係者による協議の場の設置	30年度	実施	①既存の見守り支援ネットワークにより、障がい者等を地域全体で支えあえるよう関係者、関係機関と連携し、情報共有を図る（年1回以上）。	A	・地域全体で支えられるよう、関係者、関係機関と連携を図れるようにする。	・情報共有を図る見守り支援ネットワーク会議の実施。	・2月に見守り支援ネットワーク会議の実施した。	・国施策「重層的支援体制整備事業」の機能調整が必要となる。					
				元年度	↓	②医療的ケア児支援のための保健医療、福祉等の関係者による協議の場で検討の実施（連携会議は定期的、幹事会は適宜）。						A	・医療的ケア児支援のための連携強化。	・医療的ケア児連絡会議（広域事業）を実施	・10月、2月に医療的ケア児連絡会議（広域事業）を実施した。	・地震、風水害時に対応できる体制の構築する必要性はあるが、対象者の移動や必要な体制を整えることができるか。
				2年度												
				3年度												
				4年度												
5年度	↓	③協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する。	A	・スムーズな情報共有を行い、支援方策を検討する。	・庁内関係部署（子育て、高齢、保健、教育、福祉）の担当者で意見交換会を実施	・庁内関係部署の意見交換会を実施できなかった。 ・自立支援協議会専門部会による協議の場を4回開催した。	・庁内関係部署が連携するときの個人情報の取扱い。 ・保健、医療、福祉関係者との連携を図り、引き続き協議の場を設置する。									

## 2. サービス提供体制

施策番号	事業方策等・事業概要	担当課 (担当名)	方針区分	取組時期	達成基準(何を・どれだけ・どの程度・いつまでに)	評価	目標達成に向けての取組視点	目標達成に向けての具体的取り組み	取り組み結果	課題・今後について	
2-1-2 ①	<b>相談の一元化(地域生活支援事業)</b> 基幹相談支援センターを中心にすべての障がい者に適切に対応できる総合的な相談支援体制を実施する。 虐待や差別に関する相談についてもワンストップで相談できる体制を整備する。	福祉課 (福祉支援担当)	<b>充実</b> ・基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援体制を強化する	30年度	実施 ↓ ↓ ↓ ↓	①相談支援事業者と連携し、各テーマでの支援会議の開催(年20回以上)。 ②相談支援の充実のための研修会(人材育成、ケース検討グループ会議)等の実施。 ③地域自立支援協議会を中心とした相談支援体制の充実の検討。 ④虐待や差別に関する相談が発生した際に対応するため、役場関係部署、各関係機関等連携を図れるよう体制を整える。相談については、適宜対応する。	A	・事例検討や情報共有を図り、市町や事業所の職員のスキルアップを図る。 ・各種研修等に参加し、職員の相談スキルを高める。	・各部会に参加し、事例検討や情報共有を図る。 ・各種研修会に参加し、ケース対応の基礎及びアプローチ手法を学ぶ。	・事例検討を通じて、職員のスキルアップが図られている。 ・各連携会議を66回実施。 ・各種研修会等を23回実施。 ・地域自立支援協議会運営会議において意見交換をした。 ・3月に開催した埼玉県北地区障害者差別解消支援地域協議会にて事例報告をした。	・職員のスキルアップが図られるよう、職員の参加を続けていく。 ・各市町でケースの依頼先を考えていく必要がある。 ・継続実施
				元年度							
				2年度							
				3年度							
				4年度							
5年度											

## 3. 福祉サービス

施策番号	事業方策等・事業概要	担当課 (担当名)	方針区分	取組時期	達成基準(何を・どれだけ・どの程度・いつまでに)	評価	目標達成に向けての取組視点	目標達成に向けての具体的取り組み	取り組み結果	課題・今後について	
3-2-1 ⑥	<b>地域生活支援拠点等整備【計画新規】</b> ①相談②緊急時の受け入れ対応③体験の機会・場④専門人材の確保・要請⑤地域の体制づくりの機能を持つ地域生活拠点等を整備する。	福祉課 (福祉支援担当)	<b>新規</b> ・平成32年度設置に向けて検討	30年度	検討 ↓ 実施 ↓ ↓ ↓	①埼玉県北地区地域生活支援拠点オリーブと連携した体験利用を実施する。 ②設置した埼玉県北地区地域生活支援拠点オリーブの運営状況の確認を実施する。 ③訪問調査対象者の状況確認と対象者の更新(1回/6ヶ月)の実施。	A	・オリーブと連携した体験利用を実施する。 ・埼玉県北地区地域生活支援拠点オリーブの運営状況を確認するための評価項目を検討する。	・宮代ひまわりの家、相談支援事業所ひまわりとオリーブで連携した勉強会を実施する。 ・埼玉県北地区地域生活支援拠点オリーブの運営状況を確認するための評価項目を検討する。	・宮代ひまわりの家の利用者の中で優先度の高い方を対象に意見交換を実施した。 ・8月埼玉県北地区地域自立支援協議会において地域生活支援拠点の評価の基本的事項について検討した。	・個別の相談に対して、関係機関が役割分担しながらどのように対応していくか検討する必要がある。 ・自立支援協議会に事業実績を報告する。
				元年度							
				2年度							
				3年度							
				4年度							
5年度											
3-2-2 ①	<b>障害者支援施設・グループホーム等の整備誘導</b> 障害者支援施設、グループホーム等の設置を地域内で促進するため、必要な支援策等の検討や地域生活への移行に必要なサポート体制づくりを進める。	福祉課 (福祉支援担当)	<b>充実</b> ・空家、空室等を利用した事業の検討	30年度	実施 ↓ ↓ ↓ ↓	①グループホーム等の利用や体験利用の機会を増やし、整備に向けた課題の整理を行う。 ②家族会に対し、適宜必要な支援を実施する。	A	・緊急利用になった場合でも対応できるよう体験の機会を増やすとともに、ニーズ把握を行う。 ・在宅で生活する方のニーズ把握を行い、必要な支援を行う。	・地域生活支援拠点オリーブで体験するための調整を実施する。窓口において、対象者の状況把握を行い、必要な調整を行う。 ・整備誘導に向け、意見の集約を行うための調整を実施中。	・体験利用実施に向けて調整中。 ・10月に家族会と意見交換を実施した。	・必要性の高い対象者や家族への利用する意義等を伝えていく必要がある。 ・家族会・町で相互の取組について調整する。
				元年度							
				2年度							
				3年度							
				4年度							
5年度											
3-3-1 ①	<b>障がい福祉サービスの確保</b> 必要な障がい福祉サービスを提供するため、事業を行う意向を有する事業所の把握に努め、情報提供やその他必要な支援を行い、参入促進を図る。また、必要なサービスにつなげていけるよう、適切なサービス提供体制整備を進める。	福祉課 (福祉支援担当)	<b>継続</b> ・相談支援事業者との連携強化・サービス提供事業所との広域利用の推進	30年度	実施 ↓ ↓ ↓ ↓	①需要見込等についての推計を実施し、適切な支給量を確保する。 ②障害福祉サービス事業所と適宜調整し、必要なサービス提供体制を整える。	A	・適切なサービス提供ができるよう、支給量を確保する。 ・適切なサービス提供ができるよう、各事業所の情報収集を行う。	・委託・計画相談と連携し、必要な支給量及びサービス提供を行う。	・利用にあたっての計画に沿ったサービス提供ができています。	・すべてのサービスが必要に対して供給を満たしていないため、自立支援協議会と連携して、サービス供給体制を整える必要がある。
				元年度							
				2年度							
				3年度							
				4年度							
5年度											

4. 保健・医療サービス

施策番号	事業方策等・事業概要	担当課 (担当名)	方針区分	取組時期	達成基準(何を・どれだけ・どの程度・いつまでに)	評価	目標達成に向けての取組視点	目標達成に向けての具体的な取り組み	取り組み結果	課題・今後について					
4-1-1 ⑤	<b>健康相談・栄養相談・訪問指導の実施</b>	健康介護課 (健康増進担当)	継続	30年度	実施 ↓	①健康相談の実施(毎週水曜日を予定)	A	・個々の状態に応じた専門的な指導を行い、解決策を見出す。	・健康相談を毎週水曜日に実施する。	・幼児期の健康相談を延べ399件実施した。	・コロナ禍でも安心して相談できる体制を整え、適切な支援を実施する。				
	元年度			②栄養相談の実施(毎週水曜日を予定)		A						・栄養相談を毎週水曜日に予約制で実施する。	・乳幼児期の食生活や成人期の生活習慣病予防に向けた食事について、60件実施した。	・コロナ禍でも安心して相談できる体制を整え、適切な支援を実施する。	
	2年度			③訪問指導の実施(健診フォロー等随時)		A						・随時、必要に応じ訪問、面接の相談を実施した。	・地区担当が支援を実施した。	・継続実施する。	
	3年度														
	4年度														
5年度	④上記①～③において、必要に応じ適切な関係機関につなげる。	A	・随時、必要に応じ関係機関と情報共有や支援方法について検討し、関係機関へつなげた。	・ことばの相談、心理相談、福祉課、子育て支援課等へつなぎ連携して支援した。	・継続実施する。										
4-1-2 ①	<b>精神保健相談の推進</b>	健康介護課 (健康増進担当) 福祉課 (福祉支援担当)	継続	30年度	実施 ↓	①精神ケース検討会の開催(2ヶ月に1回)	A	・福祉課職員(相談業務を担当している職員等)と定期的に事例検討会を行い、情報共有や支援方法等について検討し連携支援する。	・隔月に精神ケース検討会を実施する。	・6回(奇数月)実施した。	・継続実施する。				
	元年度			②困難ケースは幸手保健所など、関係機関と連携し対応する。		A						・困難ケース等は、幸手保健所や関係機関と連携し、適切な支援を行う。	・随時、必要に応じ幸手保健所や関係機関等と情報の共有や支援方法等について検討する。	・幸手保健所、笠原小学校、子育て支援課、保健センター等の関係機関で事例検討会を開催し、情報の共有と、今後の対応について検討した。	・継続実施する。
	2年度														
	3年度														
	4年度														
5年度															

5. 教育(保育)・生涯学習

施策番号	事業方策等・事業概要	担当課 (担当名)	方針区分	取組時期	達成基準(何を・どれだけ・どの程度・いつまでに)	評価	目標達成に向けての取組視点	目標達成に向けての具体的な取り組み	取り組み結果	課題・今後について					
5-1-2 ③	<b>就学支援委員会の運営(多様な教育機会の選択)</b>	教育推進課 (学校教育担当)	継続	30年度	実施 ↓	①全小学校で就学時の発達(知能)検査・健康診断及び就学相談を実施。	A	・就学時健診を計画的に実施し、特別な支援を必要とする児童生徒の最適な教育的支援のあり方について、保護者等が判断できるようにする。	・就学時健康診断(発達検査)の実施(須賀小10月6日、百間小10月4日、東小10月11日、笠原小10月5日) ・個別の就学相談の実施10月27日笠原小	・予定通りに実施中	・就学時の発達検査(個別の検査)方法等の内容検討をしていく必要がある。 ・引き続き、合同研修会等を実施し、共通理解を図ったり、情報交換を行ったりしていく。				
	元年度			②保護者と就学先について「就学相談」を実施(通年)		A						・就学予定者も含め教育上特別な支援を必要とする児童生徒の最適な教育的支援のあり方について、保護者等が判断できるようにする。	・年度当初からの就学相談の実施(通年)	・早期に就学相談を実施することで、その後の就学関係につなげることができる。	・引き続き、通年を通しての就学相談を行っていく。
	2年度														
	3年度														
	4年度														
5年度	③特別支援学級在籍児童生徒及び通常の学級に在籍する特別な支援を要する児童生徒に対して、「個別の支援計画」を作成。	A	・教育上特別な支援を必要とする児童生徒の最適な教育的支援のあり方について、計画的に取り組む。	・年度当初に「個別の支援計画」を作成して取り組んでいる。	・個別の支援計画を作成することで、個に応じた指導を実施することができる。	・特別に支援を要する児童生徒の増加による体制づくり等引き続き工夫をしていく。									
5年度	④サポート手帳の活用、及び個別の支援計画作成についての研修会を就学支援委員会、特別支援教育連絡協議会で実施。(年1回)	A	・障がいのある児童生徒一人一人への支援を具体化する。	・サポート手帳の活用や個別の支援計画についての研修会の実施(6月3日)	・就学支援委員会や特別支援教育主任、コーディネーターとの連絡会で共通理解を図ることができた。	・引き続き、必要な情報共有を行っていく。									
5年度	⑤上記①～④を実施し、早期に適切な対応を行う。	A	・特別な支援を必要とする児童生徒の最適な教育的支援のあり方について、保護者等が判断できるようにし、障がいのある児童生徒一人一人への支援を具体化する。	・①～④を計画的に実施し、早期対応に努めている。	・計画的に取り組むことができている。	・引き続き、年間を通して計画的に実施をしていく。									

施策番号	事業方策等・事業概要	担当課 (担当名)	方針区分	取組時期	達成基準(何を・どれだけ・どの程度・いつまでに)	評価	目標達成に向けての取組視点	目標達成に向けての具体的取り組み	取り組み結果	課題・今後について		
5-1-3 ⑥	<b>交流教育の推進</b> 障がいのあるなしにかかわらず互いを認めあい、理解を深め、支えあえるよう、特別支援学校と町内の小中学校において行事や交流事業を実施する。	教育推進課 (学校教育担当)	継続 ・実施校の拡大	30年度	実施	①宮代特別支援学校と百間小・前原中で、交流事業を実施。	A	・障がいのあるなしにかかわらず互いを認め合い、理解を深め、支えあえるよう、特別支援学校と町内の小中学校において行事や交流事業を実施する。	・県立宮代特別支援学校との交流の計画・実施。 ・小学校における支援籍学習の実施。	・新型コロナ感染症対策を講じながら実施をしている。	・引き続き、活動の工夫をしながら、交流を深めていく。	
				元年度	↓	②宮代特別支援学校及び春日部特別支援学校において支援籍学習の実施。 (各特別支援学校から各学校(須賀小1名、百間小1名 東小3名 百間中1名)で実施) (百間小学校から春日部特別支援学校で実施(1名))	A					
				2年度			↓					A
				3年度								
				4年度								
5年度	↓	A										
5-1-4 ②	<b>発達障がい児等の教育支援体制の充実</b> 発達障がい児等に対し、特別支援学校のコーディネーター等で構成されたサポートチームによる指導助言体制の充実や、各小中学校への発達障害者等特別支援教育指導者の配置等、教育支援体制を推進する。		教育推進課 (学校教育担当)	継続 ・個別指導計画に基づく教育的支援の実施	30年度	実施	①個別の支援を必要とする児童・生徒へのサポートチームによる支援、及び担任教諭への指導助言の実施。	A	・特別支援学校のコーディネーター等で構成されたサポートチームによる指導助言体制を充実させ、教員の指導力向上を図る。 ・各小学校へ特別支援教育サポーターの配置等、教育支援体制を推進する。 ・教職員の特別支援教育に対する理解促進・指導力向上を目指す。	・サポートチーム訪問指導を年2回中1回実施。 ・特別支援教育コーディネーターの配置(各小学校)。 ・特別支援教育サポーターを各校1名配置。 ・県立宮代特別支援学校との共催の夏季研修会を実施。(8月4日)	・サポートチーム訪問の実施 (須賀小6月15日、百間小6月16日、東小6月8日、笠原小6月29日・7月7日、須賀中6月13日、百間中6月14日、前原中7月6日)	・サポートチーム訪問での指導が実際の指導に生かされ、積み重ねていけるよう実施方法を工夫・改善する。 ・特別な支援を要する児童の増加による特別支援教育サポーターの人数不足になっている。 ・教員の指導力や困り感を把握し、来年度の夏季研修会内容について検討していく。
					元年度	↓	②各教諭の指導力向上を目的とする指導主事等の指導助言の実施。 ③各小学校に在籍する特別に支援を必要とする児童に対する生活介助、学習活動のサポートを目的とした「特別支援教育サポーター」の配置。 ④特別支援教育に関する理解や指導についての研修会の実施(8月)。	A				
					2年度			↓				
		3年度										
		4年度										
5年度	↓	A										

## 6. 生活基盤

施策番号	事業方策等・事業概要	担当課 (担当名)	方針区分	取組時期	達成基準(何を・どれだけ・どの程度・いつまでに)	評価	目標達成に向けての取組視点	目標達成に向けての具体的取り組み	取り組み結果	課題・今後について		
6-1-2 ①	<b>障がい者の雇用の場の創出</b> 町と商工会、特別支援学校、ハローワーク、そして福祉関係機関等との連携を強化し、障害者就労継続支援A型事業所立上げのもと、障がい者の雇用の場を拡大していく。	福祉課 (福祉支援担当) 総務課 (庶務職員担当)	継続 ・雇用の場の拡大 ・就労継続支援A型事業所立上げに向けての支援(組織体制の強化・利用者の確保等)	30年度	実施	①町職員(一般事務職)の採用試験を実施する際には、障がい者枠(3障がい問わず)を別に設けて試験を実施する(9月中)	A	・障がいの特性等に応じた職員採用を行うことにより、障がいのある人が長く働ける地域づくりを目指す。 ・障がい者の雇用創出に向けて、近隣自治体の取組状況を確認し、好事例を参考に、雇用の場を創出していく。	・職員採用試験(第1次試験:9月18日)において、障がい者対象枠(3障がい問わず)を設けた。 ・近隣自治体の取組状況を確認する。	・宮代町職員として働くことを希望する障がい者が職員採用試験を受験できた。 ・近隣自治体の取組状況を確認できなかった。	・法定雇用率が変更されたため、今後も計画的な雇用を行う。 ・宮代町役場庁舎における障がい者の就労実習、障がい者雇用について、継続して検討する。	
				元年度	↓	②近隣自治体等の取組状況について情報収集、意見交換を行う。	C					
				2年度			↓					C
				3年度								
				4年度								
5年度	↓	C										

7. 生活環境

施策番号	事業方策等・事業概要	担当課 (担当名)	方針区分	取組時期	達成基準(何を・どれだけ・どの程度・いつまでに)	評価	目標達成に向けての取組視点	目標達成に向けての具体的取り組み	取り組み結果	課題・今後について
7-1-3 ③	<b>避難行動要支援者支援体制の整備</b> 障がい者等が災害時に適切かつ迅速に避難誘導され、必要な支援が受けられる体制を整備する。	健康介護課 (高齢者支援担当)  福祉課 (福祉支援担当)  町民生活課 (危機管理担当)	<b>充実</b> ・福祉避難所の整備	30年度	①避難行動要支援者名簿の更新作業。	A	・マニュアルに基づいた対象者の抽出を行い、名簿更新を行う。	・対象者名簿の提供により地域での見守り体制を構築する。	・マニュアルに基づいた名簿更新作業を実施。	・制度への理解に団体間で温度差があるため、解消のため団体ごとの個別相談会を検討。  ・名簿未登録の方の中にも避難に支援を要する方があるとの情報もあるため、把握と対策を検討する必要。  ・災害時に福祉避難所に避難する対象者のルールづくりを行う必要がある。
				元年度	②自主防災組織連絡協議会において個別避難計画について説明し、作成を促す。	A	・障がい者や高齢者など災害時に支援を要する方に適切な支援が行われる体制を整備する。	・説明会等を通じて、自主防災組織への個別支援計画の作成依頼を行う。	・更新した名簿を多くの団体に受領していただくため、5月の自主防災組織連絡協議会にて説明して、啓発。	
				2年度	③自主防災会からの相談の受付や出前講座を通じて個別支援プランについて説明し、作成を促す。	A	・障がい者や高齢者など災害時に支援を要する方に適切な支援が行われる体制を整備する。	・説明会等を通じて、自主防災組織への個別支援計画の作成依頼を行う。		
				3年度	④個別避難計画作成の促進に向けた方策の検討・実施	A	・障がい者や高齢者など災害時に支援を要する方に適切な支援が行われる体制を整備する。	・説明会等を通じて、自主防災組織への個別支援計画の作成依頼を行う。		
				4年度						
5年度	⑤福祉避難所にかかる訓練を行い、課題の整理をする。	A	・災害時にスムーズに避難所を開設し、対象者を受け入れできる体制を作る。	・福祉避難所開設訓練を行い、課題を整理する。	・8月3日に宮代特別支援学校にて福祉避難所開設訓練を実施した。					